1　登録番号　第1747号
2　登録年月日　平成19年1月22日
3　農林水産植物の種類
　Cymbidium Sw.
4　登録品種の名称　シルキーパフューム　エピカ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　株式会社河野メリクロン　徳島県美馬市脇町大字北庄562番地の1

1　登録番号　第14753号
2　登録年月日　平成19年1月22日
3　農林水産植物の種類
　x Wilsonara hort.
4　登録品種の名称　リューカディア　オータムリーフ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　株式会社ニチレイ　東京都中央区築地六丁目19番20号

1　登録番号　第14764号
2　登録年月日　平成19年1月22日
3　農林水産植物の種類
　Heliotropium arborescens L.
4　登録品種の名称　桂夢衣
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　片山一平　滋賀県大津市錦織三丁目6―26、八里修平　京都府京都市東山区今熊野南日吉町30―11、臼木利枝　京都府京都市西京区嵐山上海道町69―3、山部知歩　京都府京都市南区東九条西明田町34―35、寺田千夏　京都府京都市南区久世殿城町575―3向陽グランドハイツ514号、角江由美子　京都府京都市西京区大原野上羽町59―33、三宅恵理　京都府京都市西京区川島松ノ木町1―23、山田桃子　京都府京都市東山区東大路五条下ル東音羽町598、粟津茂雄　京都府京都市伏見区竹田内畑町198

○農林水産省告示第千七百三十五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年十月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

1　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成二十二年九月八日　第七十七号
2　登録認定機関の名称及び住所
　社団法人岡山県農業開発研究所　岡山県赤磐市大苅田七百九十八番地の三
3　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　有機農産物、有機加工食品及び有機飼料
4　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　岡山県
(2)　認定を行う事業所の所在地
　岡山県赤磐市大苅田七百九十八番地の三

○農林水産省告示第千七百三十六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年十月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

1　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成二十二年九月二十八日　第七十八号
2　登録認定機関の名称及び住所
　福島県　福島県福島市杉妻町二番十六号
3　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　有機農産物
4　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　福島県
(2)　認定を行う事業所の所在地
　福島県郡山市日和田町高倉字下中道百十六番地

○農林水産省告示第千七百三十七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年十月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

1　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成二十二年十月二十日　第八十二号
2　登録認定機関の名称及び住所
　社団法人長崎県食品衛生協会　長崎県西彼杵郡長与町高田郷三千六百四十番地三
3　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　有機農産物及び有機加工食品
4　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　長崎県
(2)　認定を行う事業所の所在地
　長崎県西彼杵郡長与町高田郷三千六百四十番地三

○農林水産省告示第千七百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年十月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　熊本県八代市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、八代市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　八代市（次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

1　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成二十二年十月二十日　第八十三号
2　登録認定機関の名称及び住所
　社団法人長崎県食品衛生協会　長崎県西彼杵郡長与町高田郷三千六百四十番地三
3　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　有機農産物及び有機加工食品
4　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　長崎県
(2)　認定を行う事業所の所在地
　長崎県西彼杵郡長与町高田郷三千六百四十番地三

○農林水産省告示第千七百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年十月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　熊本県球磨郡多良木町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　多良木町（次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年十月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　熊本県球磨郡多良木町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、多良木町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
　　多良木町（次の図に示す部分に限る。）
　2　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　多良木町（次の図に示す部分に限る。）